

端末設備貸出サービスに係る利用規約

(総則)

- 第1条 当社は、当社が別に定める音声利用IP通信網サービス契約約款(以下「約款」といいます。)及びこの「端末設備貸出サービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、約款で定める音声利用IP通信網サービスに関する付帯サービスとして端末設備貸出サービス(当社から音声利用IP通信網サービスの提供を受けるために必要となる約款別記10の2で定める端末設備を契約者(その端末設備がISDN回線対応端末収容装置、映像通信対応装置又は身体障害者等が利用する宅内機器に関するものであって、その端末設備に係る音声利用IP通信網サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その音声利用IP通信網サービスに係る契約を締結している者が指定する者とします。以下同じとします。)へ貸与するサービスをいいます。以下「本サービス」といいます。)を提供します。
- 2 この規約の規定が、約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定がこの規約の規定に優先して適用されるものとします。
- 3 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

(用語)

- 第2条 この規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

(契約の単位)

- 第3条 当社は、第2種契約1契約ごとに1の本サービスに係る利用契約を締結します。ただし、ISDN回線対応端末収容装置、映像通信対応装置又は身体障害者等が利用する宅内機器に関するものであって、その端末設備に係る音声利用IP通信網サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、第2種契約者及びその第2種契約者が指定する者が、それぞれ1の本サービスに係る利用契約を締結します。

(利用契約)

- 第4条 契約者は、本サービスの利用の申込みをするときは、本規約を承諾のうえ当社所定の申込書を提出していただきます。
- 2 当社は、前項に規定する利用申込があったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込のあった端末設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込のあった端末設備を提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
- (3) 契約者が、音声利用IP通信網サービス又は本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(端末設備の移転)

- 第5条 当社は、契約者から請求があったときは、その端末設備の移転を行います。
ただし、利用回線の移転に伴うものでない場合はこの限りではありません。

(端末設備の利用の一時中断)

- 第6条 当社は、その端末設備に係る第2種契約において利用の一時中断があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(譲渡)

- 第7条 当社は、端末設備を提供している第2種契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。
この場合において、譲受人は、契約者が本規約に基づき有していた一切の権利及び義務を承継します。

(転用)

- 第7条の2 当社は、端末設備を提供している音声利用IP通信網サービスの転用があった場合は、本サービス(ISDN回線対応端末収容装置、映像通信対応装置及び身体障害者等が利用する宅内機器を除きます。)も転用されることとします。
- 2 当社は、音声利用IP通信網サービスの転用があったときは、ISDN回線対応端末収容装置、映像通信対応装置及び身体障害者等が利用する宅内機器を除き、音声利用IP通信網契約者から当社と締結している転用前の音声利用IP通信網契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

(契約者による利用契約の解除)

第8条 契約者は、本サービスに係る利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

(当社が行う利用契約の解除)

第9条 当社は、第10条(端末設備の利用停止)の規定により端末設備の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第10条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、端末設備の利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、端末設備に係る第2種契約について契約の解除(ISDN回線対応端末収容装置、映像通信対応装置及び身体障害者等が利用する宅内機器については、音声利用IP通信網サービスの転用に伴うものを除きます。)があったときは、その利用契約を解除します。
- 4 当社は、前2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りではありません。

(端末設備の利用停止)

第10条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、端末設備の利用を停止することがあります。

- (1) 第2種契約において利用停止があったとき。
 - (2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第16条(利用に係る義務)の規定に違反したと当社が認めるとき。
- 2 当社は、前項の規定により端末設備の利用を停止をするときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、ISDN回線対応端末収容装置、映像通信対応装置又は身体障害者等が利用する宅内機器に関するものであって、その端末設備に係る音声利用IP通信網サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りではありません。

(端末設備の種類)

第11条 当社は、タイプ1のメニュー1に係る第2種契約者(その利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-2に係るIP通信網サービスである場合に限り。) から請求があったときは、その1の利用契約につき1のIP電話対応装置又は同時通信機能対応型IP電話対応装置を無償で貸与します。

ただし、当社は、同時通信機能対応型IP電話対応装置については、第2種契約者が同時通信機能、番号情報送出機能又は映像通信機能を利用する場合その他当社が必要と認める場合に限り提供します。

- 2 当社は、タイプ2のメニュー1に係る第2種契約者から請求があったときは、その1の利用契約につき1のルータ機能付IP電話対応装置を無償で貸与し、その利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5の保守の態様による細目のタイプ1に係るものである場合、当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとし。) においてその修理又は復旧を行います。この場合において、その第2種契約者は、型(拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるものをいいます。) 型(拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるものであって、型以外のものをいいます。) 若しくは型(拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるものであって、過電圧対応機能を具備したものをいいます。) のうちいずれか1つを選択していただきます。
- 3 前2項の規定によるほか、当社は、第2種契約者(メニュー3に係る契約者を除きます。) から請求があったときは、その1の利用契約につき1の端末設備を料金表第1表(料金) の定めるところにより提供します。

(料金及び工事に関する費用の支払義務)

第12条 契約者は、その利用契約に基づいて当社から端末設備の提供を受けたとき又は工事を要する請求をし承諾を受けたときは、本規約に規定する料金及び工事に関する費用の支払いを要します。

- 2 請求書等の発行に関する料金の適用、料金の計算方法、料金及び工事に関する費用の支払方法、割増金、延滞利息並びにその他料金の取扱いについては約款の規定を準用します。

(設置場所の提供等)

第13条 音声利用IP通信網サービスに係る利用回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

- 2 当社が提供する端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

(切分責任)

第14条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社が提供する端末設備に接続されている場合であって、当社

が提供する端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、音声利用 I P 通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が提供する端末設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(免責等)

第15条 当社は、当社が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その契約者の損害(約款の規定により当社が賠償することとなる部分を除きます。)を賠償します。

(利用に係る義務)

第16条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 当社が提供する端末設備を改造又は改変等し、通信の伝送交換又は音声利用 I P 通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - (5) 当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - (6) 端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。

(端末設備の返還等)

第17条 第8条(契約者による利用契約の解除)又は第9条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が解除となったときは、その端末設備の利用契約を締結していた者は、端末設備を原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。

- 2 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備の利用契約を締結していた者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末機器の購入代金に相当する額を請求することができます。

(その他)

第18条 本規約に定めのない事項は、約款の規定を準用します。

料金表

第1表 料金

1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|-----------------------------|--|
| 身体障害者等が利用する宅内機器に関する機器利用料の適用 | 2 (機器利用料) に規定する角かっこ内の料金額は、次の者がその宅内機器を利用する場合に限り適用します。 ア 65歳以上のひとり暮らし老人 (65歳以上の老人であって、心身障害者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする者を含みます。) イ 身体障害者 |

2 機器利用料

2 - 1 削除

2 - 2 第2種サービスに係るもの

(1) (4)以外のものであってメニュー1に係るもの

1 装置ごとに月額

| 区 分 | | 料 金 額 | |
|-----------|-------------------------|------------------|------------------|
| タイプ1に係るもの | 同時通信機能・無線LAN対応型IP電話対応装置 | 100円 (税込価格 108円) | |
| タイプ2に係るもの | 無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置 | 基本装置 - 1型 | 100円 (税込価格 108円) |
| | | - 2型 | 100円 (税込価格 108円) |
| | | 型 下記以外の区域 | 100円 (税込価格 108円) |
| | | 型 当社が別に定める提供区域 | - |
| | 増設装置 | 100円 (税込価格 108円) | |
| | ISDN回線対応端末収容装置 | 300円 (税込価格 324円) | |
| 映像通信対応装置 | 600円 (税込価格 648円) | | |

備考

- タイプ1に係る同時通信機能・無線LAN対応型IP電話対応装置は、利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ2に係るIP通信網サービスである場合に限り提供します。
- 無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置の型は拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるものであるもの、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置の型及び型は拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるものであるものをいい、これらのうち無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置の型は過電圧対応機能を具備したものをいいます。
- タイプ2に係る無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の - 2型は、プラン1に限り提供します。
- 同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、同時通信機能・無線LAN対応型IP電話対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置の - 1型若しくは増設装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式がIEEE802.11a、IEEE802.11b及びIEEE802.11gにより、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置の - 2型若しくは型を用いた通信については、その一部区間において無線方式がIEEE802.11b、IEEE802.11g及びIEEE802.11nにより、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置の型を用いた通信については、その一部区間において無線方式がIEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n及びIEEE802.11acにより符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができません。
- 当社は、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置については、基本装置を利用する契約者に限り増設装置を提供します。ただし、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置については、1の基本装置に係る増設装置の数を4までとします。
- 1の第2種契約につきISDN回線対応端末収容装置を契約することができる数は、1とします。
- 1の第2種契約につき映像通信対応装置を契約することができる数は、最大99とします。
- タイプ2に係るものについては、利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5の保守の態様による細目のタイプ1に係るものである場合、当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯 (その受け付けた時刻以後の直近のもの) においてその修理又は復旧を行います。

(2) (4)以外のものであってメニュー 2 に係るもの

1 装置ごとに月額

| | | 区 分 | | 料 金 額 | |
|--|---------------|-----|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|
| タイプ 1に係 るもの | I P電話 対応装置 | 型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格 1,080円) | |
| | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格 1,080円) | |
| | | 型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格 1,620円) | |
| | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格 1,620円) | |
| タイプ 2に係 るもの | I P電話 対応装置 | 型 | - 1 型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格 1,080円) |
| | | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格 1,080円) |
| | | | - 2 型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格 1,080円) |
| | | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格 1,080円) |
| | | 型 | - 1 型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格 1,620円) |
| | | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格 1,620円) |
| | | | - 2 型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格 1,620円) |
| | | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格 1,620円) |
| 備考 | | | | | |
| <p>1 I P電話対応装置について、 型のもは、アナログ又はISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネル数が1装置ごとに4までのもの、 型のもは、アナログ又はISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネル数が1装置ごとに8までのものをいいます。</p> <p>2 タイプ2に係るI P電話対応装置について、 - 1型のもは - 2型以外のもの、 - 2型のもは過電圧対応機能を具備したものの、 - 1型のもは - 2型以外のもの、 - 2型のもは過電圧対応機能を具備したものをいいます。</p> <p>3 タイプ2に係るものについては、利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5の保守の態様による細目のタイプ1に係るものである場合、当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。)においてその修理又は復旧を行います。</p> | | | | | |

(3) (4)以外のものであってメニュー 3 に係るもの

1 装置ごとに月額

| 区 分 | | | 料 金 額 | |
|--|-------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------|
| I P 電話対応装置 | 型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格 1,080円) | |
| | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格 1,080円) | |
| | 型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格 1,620円) | |
| | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格 1,620円) | |
| | 型 | | 5,400円 (税込価格 5,832円) | |
| 集線機能付き I P 電話対応装置 | 型 | - 1 型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格 1,080円) |
| | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格 1,080円) |
| | | - 2 型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格 1,080円) |
| | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格 1,080円) |
| | 型 | - 1 型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格 1,620円) |
| | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格 1,620円) |
| | | - 2 型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格 1,620円) |
| | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格 1,620円) |
| | 型 | - 1 型 | | 5,400円 (税込価格 5,832円) |
| | | - 2 型 | | 5,400円 (税込価格 5,832円) |
| | | - 3 型 | | 5,400円 (税込価格 5,832円) |
| | 複数 I P 電話対応装置集線装置 | | | 1,000円 (税込価格 1,080円) |
| 備考 | | | | |
| <p>1 I P 電話対応装置又は集線機能付き I P 電話対応装置について、 型 のものは、アナログ又は ISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が 1 装置ごとに 4 までのもの、 型 のものは、アナログ又は ISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が 1 装置ごとに 8 までのもの、 型 のものは ISDN (PRI) インターフェースを有するものであって、ISDN (PRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が 1 装置ごとに 23 までのものをいいます。</p> <p>2 集線機能付 I P 電話対応装置について、 - 1 型 のものは - 2 型 以外のもの、 - 2 型 のものは過電圧対応機能を具備したものの、 - 1 型 のものは - 2 型 以外のもの、 - 2 型 のものは過電圧対応機能を具備したものの、 - 1 型 及び - 2 型 のものは - 3 型 以外のもの、 - 3 型 のものは過電圧対応機能を具備したものをいいます。</p> <p>3 集線機能付き I P 電話対応装置又は複数 I P 電話対応集線装置について、他の I P 電話対応装置又は集線機能付き I P 電話対応装置を集線して同時に通信可能なチャネル数は、当社が別に定める数までとします。</p> <p>4 利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 の保守の態様による細目のタイプ 1 に係るものである場合、当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯 (その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。) においてその修理又は復旧を行います。</p> | | | | |

(4) メニュー 1、メニュー 2 又はメニュー 3 に係るものであって、身体障害者等が利用する宅内機器に関するもの

| 区 分 | | | 単 位 | 料金額 (月額) |
|---|---|----------|-----------|---|
| シルバーホン (ひびき) | 骨伝導による受話及びその音量、音質を調節する機能を有する電話機 | | 1 個ごとに | [680円] |
| シルバーホン (ふれあい) | 重度の肢体不自由者がダイヤル操作等を容易に行うことができる機能を有する電話機 | | 電話機 | 1 個ごとに [550円] 1,100円 |
| | 付加装置 | リモートスイッチ | 1 装置ごとに | [100円] 250円 |
| | | 呼気スイッチ | 1 装置ごとに | [200円] 400円 |
| シルバーホン (あんしんS) | 緊急ボタンの操作により、特定の加入電話の契約者回線等を自動的に呼び出し、あらかじめ録音しているメッセージを送出する機能を有する機器 | | 基本装置 | 1 装置ごとに [180円 (税込価格 194.4円)] 480円 (税込価格 518.4円) |
| | 付加機能 | リモートスイッチ | 有線方式によるもの | 1 装置ごとに [50円 (税込価格 54円)] 100円 (税込価格 108円) |
| | | | 無線方式によるもの | 1 装置ごとに [200円 (税込価格 216円)] 400円 (税込価格 432円) |
| 備考 タイプ 2 に係るものについては、利用回線に係る電気通信サービスが IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 の保守の態様による細目のタイプ 1 に係るものである場合、当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯 (その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。) においてその修理又は復旧を行います。 | | | | |

第2表 工事に関する費用

1 適用

| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | |
|---|---|----------------------|---|------------------------|---|---|--|---------------------------|---------------------------|
| (1) 工事費の算定 | 工事費は、基本工事費と施工した工事に係る機器工事費を合計して算定します。 | | | | | | | | |
| (2) 基本工事費の適用 | <p>ア 機器工事に関する工事費の額が29,000円(税込価格 31,320円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,320円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,320円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p> | | | | | | | | |
| (3) 機器工事費の適用 | 機器工事費は、端末機器の工事を要する場合に適用します。 | | | | | | | | |
| (4) 身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事費の適用 | <p>ア 2(工事費の額)に規定する角かっこ内の工事費の額は、次の者が利用するシルバーホン(ふれあい)、シルバーホン(あんしんS)、に関する工事(以下この欄において「身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事」といいます。)の場合に限り、適用します。</p> <p>(ア) 65歳以上のひとり暮らし老人(65歳以上の老人であって心身障害者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする者を含みます。)</p> <p>(イ) 身体障害者</p> <p>イ 身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事と他の工事(交換機等工事のみの工事を除きます。)を同時に施工するときは、それらの工事を身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事以外の1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p> | | | | | | | | |
| (5) その他工事費の適用 | 基本工事費の適用、割増工事費の適用、工事費の減額適用については約款の規定を準用します。 | | | | | | | | |
| (6) 工事費の適用の除外 | <p>ア 第2種サービスの利用回線について、IP通信網サービス契約約款に規定する次表における左欄の品目及び細目から、同表の右欄に規定する品目又は細目への変更があった場合は、第2種サービスに係る機器工事費(ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に限りません。)については適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="528 1072 1366 1391"> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1072 839 1200">メニュー5-1の100Mb/sのプラン4</td> <td data-bbox="839 1072 1366 1200">メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1200 839 1263">メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2</td> <td data-bbox="839 1200 1366 1263">メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1263 839 1391">メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2(回線終端装置が型、型又は型のものに限りません。)</td> <td data-bbox="839 1263 1366 1391">メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 次表における左欄に規定する細目から、同表の右欄に規定する細目への変更があった場合は、第2種サービスに係る機器工事費(ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に限りません。)については適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="528 1514 1366 1610"> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1514 839 1610">第2種サービスのプラン2のタイプ1に係る第2種契約</td> <td data-bbox="839 1514 1366 1610">第2種サービスのプラン2のタイプ2に係る第2種契約</td> </tr> </tbody> </table> | メニュー5-1の100Mb/sのプラン4 | メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s | メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2 | メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s | メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2(回線終端装置が型、型又は型のものに限りません。) | メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3 | 第2種サービスのプラン2のタイプ1に係る第2種契約 | 第2種サービスのプラン2のタイプ2に係る第2種契約 |
| メニュー5-1の100Mb/sのプラン4 | メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s | | | | | | | | |
| メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2 | メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s | | | | | | | | |
| メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2(回線終端装置が型、型又は型のものに限りません。) | メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3 | | | | | | | | |
| 第2種サービスのプラン2のタイプ1に係る第2種契約 | 第2種サービスのプラン2のタイプ2に係る第2種契約 | | | | | | | | |

2 工事費の額

端末設備の設置、移転又は設定変更に関する工事

| 区 分 | | | | 単 位 | 工事費の額 |
|---------------|---------------------|----------|----------------------|--|--|
| 基本工事費 | | | | 1の工事ごとに | [2,000円 (税込価格 2,160円)] 基本額 4,500円 (税込価格 4,860円) 加算額 3,500円 (税込価格 3,780円) |
| 機器工 事費 | ア イ～エ以外のもの | | | 1装置ごとに | 別に算定する実費 |
| | イ 電話機 | | | 1個ごとに | [500円 (税込価格 540円)] 1,200円 (税込価格 1,296円) |
| | ウ シルバーホン(ふれあい)の付加装置 | | | 1装置ごとに | [500円 (税込価格 540円)] 1,100円 (税込価格 1,188円) |
| | エ シルバーホ ン(あんしん) | 基本装置 | | 1装置ごとに | [500円 (税込価格 540円)] 1,200円 (税込価格 1,296円) |
| | | 付加 装置 | リモ ート スイ ッチ | 有線方式に よるもの | 1装置ごとに |
| 無線方式に よるもの | 1装置ごとに | | | [400円 (税込価格 432円)] 800円 (税込価格 864円) | |

附 則

本規約は平成16年9月15日から実施します。

附 則（平成17年3月24日西企営第122号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年3月28日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年4月26日西企営第13号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年5月20日西企営第18号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年5月24日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（平成17年11月29日西企営第72号）

この改正規定は、平成17年11月30日から実施します。

附 則（平成18年1月13日西企営第85号）

この改正規定は、平成18年1月16日から実施します。

附 則（平成18年3月8日西企営第103号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年3月10日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている第1種契約については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている第1種契約とみなして取り扱います。

| | |
|-----------------------------------|--|
| I P 電話対応装置(ISDN インターフェースを有するもの) | I P 電話対応装置 (ISDN (BRI) インターフェースを有するもの) |
|-----------------------------------|--|

附 則（平成18年4月27日西企営第7号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 西企営第18号（平成17年5月20日）の附則第3項を削除します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年6月16日西企営第22号）

この改正規定は、平成18年6月29日から実施します。

附 則（平成20年3月27日西企営第113号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている利用契約については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている利用契約とみなして取り扱います。

| | |
|----------------|---------------------|
| 第2種サービスに係る端末設備 | 第2種サービスのタイプ1に係る端末設備 |
|----------------|---------------------|

附 則（平成21年2月23日西企営第162号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年2月25日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている利用契約については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている利用契約とみなして取り扱います。

| | |
|------------------------|-------------------------------|
| 無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置 | 無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置のうち基本装置 |
|------------------------|-------------------------------|

附 則（平成21年6月8日西企営第29号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成21年6月10日から実施します。
- （経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の端末設備については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備とみなして取り扱い、料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

| | |
|--|---|
| 第1種サービスに係るIP電話対応装置のうちアナログインターフェースを有するもの | 第1種サービスに係る着信方式限定型IP電話対応装置のうちアナログインターフェースを有するもの |
| 第1種サービスに係るIP電話対応装置のうちISDN（BRI）インターフェースを有するもの | 第1種サービスに係る着信方式限定型IP電話対応装置のうちISDN（BRI）インターフェースを有するもの |

- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年3月30日西企営第185号）

この改正規定は、平成22年3月30日から実施します。

附 則（平成22年5月31日西企営第28号）

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則（平成23年3月31日西企営第195号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年5月20日西企営第24号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成23年5月23日から実施します。
- （経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

| | |
|--|--|
| 第2種サービスのタイプ2のメニュー1に係るルータ機能付IP電話対応装置 | 第2種サービスのタイプ2のメニュー1に係るルータ機能付IP電話対応装置の型 |
| 第2種サービスのタイプ2のメニュー1に係る無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置 | 第2種サービスのタイプ2のメニュー1に係る無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置の型 |

- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月28日西企営第50号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。
- （経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている第2種契約者については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている第2種契約とみなして取り扱います。

| | |
|------------------------------------|--|
| IP電話対応装置のうちISDN（PRI）インターフェースを有するもの | 集線機能付きIP電話対応装置のうちISDN（PRI）インターフェースを有するもの |
| 複数IP電話対応装置集線装置の型 | 複数IP電話対応装置集線装置 |
| 複数IP電話対応装置集線装置の型 | 集線機能付きIP電話対応装置のうちISDN（PRI）インターフェースを有するもの |

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年9月21日西企営第96号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成23年9月26日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

| | |
|--|--|
| 第2種サービスのタイプ2のメニュー1に係る無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置の型 | 第2種サービスのタイプ2のメニュー1に係る無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置の - 1型 |
|--|--|

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成24年3月14日西企営第182号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成24年5月21日西企営21号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年5月23日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成24年6月14日西企営第41号)

この改正規定は、平成24年6月29日から実施します。

附 則(平成24年7月31日西企営第70号)

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

附 則(平成24年12月13日西企営第141号)

この改正規定は、平成24年12月14日から実施します。

附 則(平成25年2月20日西企営第169号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年2月21日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の端末設備については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備とみなして取り扱い、料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

| | |
|--|----------------------|
| IP電話対応装置のうちISDN(PRI)インターフェースを有するもの | IP電話対応装置の 型 |
| 集線機能付きIP電話対応装置のうちISDN(PRI)インターフェースを有するもの | 集線機能付きIP電話対応装置の - 1型 |

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年4月30日西企営第18号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成26年1月9日西企営第147号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年1月11日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成26年1月29日西企営第164号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年1月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 2月26日西企営第173号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 3月 1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 1月24日西企営第156号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 4月 1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年10月10日西企営第83号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月15日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の端末設備については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備とみなして取り扱い、料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

| | |
|-------------------------------------|---|
| 第2種サービスのタイプ2のメニュー2に係るIP 電話対応装置の型 | 第2種サービスのタイプ2のメニュー2に係るIP 電話対応装置の - 1型 |
| 第2種サービスのタイプ2のメニュー2に係るIP 電話対応装置の型 | 第2種サービスのタイプ2のメニュー2に係るIP 電話対応装置の - 1型 |
| 第2種サービスのメニュー3に係る集線機能付IP 電話対応装置の型 | 第2種サービスのメニュー3に係る集線機能付IP 電話対応装置の - 1型 |
| 第2種サービスのメニュー3に係る集線機能付IP 電話対応装置の型 | 第2種サービスのメニュー3に係る集線機能付IP 電話対応装置の - 1型 |

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年 1月28日西企営第127号）

この改正規定は、平成27年 2月 1日から実施します。

附 則（平成27年 4月28日西企営第13号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年 5月 1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年10月22日西企営第93号）

この改正規定は、平成27年11月 1日から実施します。

附 則（平成28年 3月30日西企営第169号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年 4月 1日から実施します。

（サービスの終了）

- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している第1種サービスに係る端末設備を終了することとします。

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 4 西企営第18号（平成25年 4月30日）の附則第2項を「2 削除」に改めます。

附 則（平成28年 7月27日西企営第79号）

この改正規定は、平成28年 7月29日から実施します。

附 則（平成29年 6月27日西企営第39号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年 7月 1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年7月10日西企管第58号）
（実施期日）
この改正規定は、平成29年7月12日から実施します。